

平成 23 年 度

定期 監 査 (第 2 次) 結 果 報 告 書

平成 23 年 11 月 30 日

北 見 市 監 査 委 員

平成 23 年度 第 2 次定期監査結果

1 監査の対象

監査の対象部局等については、平成 23 年度北見市監査計画に基づき、次のとおり定めた。

- 総務部 防災対策・危機管理課
- 市民環境部 市民の声をきく課、消費生活主幹、相内支所
- 保健福祉部 保護課、保育課西保育園（現地監査）
- 商工観光部 商工企画課
- 学校教育部 中央小学校（現地監査）、相内小学校（現地監査）、留辺蘂中学校（現地監査）
- 社会教育部 事業推進課
- 企業局 料金センター、下水道課
- 選挙管理委員会事務局

2 監査の期間

平成 23 年 9 月 16 日（金）から平成 23 年 11 月 14 日（月）
（現地監査は、平成 23 年 10 月 18 日（火）に実施）

3 監査の主眼及び方法

平成 23 年 4 月から平成 23 年 8 月までにおける財務に関する事務事業について、財務規則等に基づき事務処理が行われているか、また、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、収入に関する事務については収納状況等を、支出に関する事務については予算の執行状況全般のほか、契約（工事、業務委託等）、物品等の管理・保管を主たる対象事項として実施した。

4 監査の結果等

(1) 結果の区分

監査結果については、次の2区分とし、それぞれ該当するものについて、この区分により記載をした。

・指摘事項

違法又は不当な事項に該当し、是正若しくは改善が必要なものの又は未然防止のため今後十分な注意を要するもの。

・指導事項

違法又は不当な事項に該当しないが、現状の方策、処理方法等については是正又は改善の必要があると認められるもの。

*「違法」とは、法令(市の条例、規則、その他の内部規程を含む。)の規定に違反することをいい、「不当」とは、違法ではないものの、行為、状態等が実質的に妥当性を欠き適当でないものをいう。

(2) 監査の結果

収入及び支出関係ともに、予算及び関係法令に基づき、概ね適正に執行されていることが認められたが、事務処理の一部に、次のような是正又は改善の必要がある事項を確認した。

【指摘事項】

時間外勤務等命令の事務処理で、週休日にかかる時間外勤務時間については、振替日を指定して、「振替休日」を取得させることになっているが、当初から休日時間外処理をしたもの、また、

振替日の指定を行っているが、未実施のままのものが多くみられた。

週休日の時間外勤務処理については、関係規程に基づき適切な事務処理を行うとともに、職員の健康管理の観点からも、「振替休日」を確実に取得させるよう徹底すること。

【指導事項】

支出関係にかかる伝票事務処理において、起票日及び決裁区分の誤記、記載内容が不備なものなどが多くみられた。

これらについては、いずれも決裁段階での課長・係長における確認作業を行うことで防げる事項と考える。

支出関係等の一連の財務事務に関しては、関係法令等を遵守し、適正な事務・事業の執行に努めること。

監査の結果に基づき講じた措置(平成24年3月19日公表)

次のとおり市長から、平成23年度定期監査(第2次)結果に基づく措置の通知がありました。

平成23年度定期監査(第2次)結果の内容	市長が講じた措置
<p>[指摘事項]</p> <p>○ 時間外勤務等命令の事務処理について 週休日にかかる時間外勤務時間については、振替日を指定して、「振替休日」を取得させることになっているが、当初から休日時間外処理をしたもの、また、振替日の指定を行っているが、未実施のままのものが多くみられた。 週休日の時間外勤務処理については、関係規程に基づき適切な事務処理を行うとともに、職員の健康管理の観点からも、「振替休日」を確実に取得させるよう徹底すること。</p> <p>[指導事項]</p> <p>○ 支出関係にかかる伝票事務処理について 起票日及び決裁区分の誤記、記載内容が不備なものなどが多くみられた。 支出関係等の一連の財務事務に関しては、関係法令等を遵守し、適正な事務・事業の執行に努めること。</p>	<p>平成23年12月5日開催の定例部長会議において、平成23年度第2次定期監査における指摘事項の報告をし、改めて適正な事務処理を行うよう周知を図るとともに、今後、時間外勤務処理時に振替日の未実施などを確認するよう徹底を図る。 また、平成24年度の管理職研修会において、指摘事項を踏まえ、「時間外勤務等命令の事務処理」に関する研修を実施する予定である。</p> <p>平成23年12月5日開催の定例部長会議において、平成23年度第2次定期監査における指導事項の報告をし、改めて適正な事務処理を行うよう周知を図るとともに、今後開催する財務規則等の研修会などにより、事務の徹底を図る。</p>